木更津工業高等専門学校学業成績審査規程

昭和 5 9 年 5 月 8 日 規 則 第 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第15条の規定に基づき、学業成績の評価並びに各学年の課程 修了(以下「修了」という。)及び卒業の認定について定めたものである。

(履修)

第1条の2 学生は、木更津工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)別表1、別表2及び別表3に従い、年度において編成される授業時間数で配当される授業科目(以下「科目」という。)及び特別活動を履修するものとする。

(科目区分及び履修単位数)

- 第1条の3 学則別表第1及び別表第2の科目の構成に係る意義は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 必修科目 必ず履修し、単位を修得しなければならない科目
 - 二 必修選択科目 必修選択科目として指定されている科目の中から所定の単位数を修 得しなければならない科目
 - 三 選択科目 履修を選択することができる科目

(履修の特例)

第1条の4 別表に定める選択科目に限り開講学年以外でも履修できる。単位認定は、履 修申告及び認定申請を行った年度に在籍する学年の単位とする。

(試験)

- 第2条 学業成績の評価及び学習指導の資料とするため、毎年度、前期末及び学年末に定期試験を行う。
- 2 前項の定期試験のほか,前期・後期において,原則として中間試験を行うものとする。
- 3 試験の内容及び方法については、各授業科目担当教員(以下「担当教員」という。)が 定める。
- 4 やむを得ない事由により試験を受けられなかった者については,願い出を審査の結果, 追試験を行うことができる。ただし、休学のため試験を受けなかった者については、こ れを行わない。
- 5 正当な事由によらず試験を受けなかった者,又は懲戒処分の結果,試験を受けられなかった者の試験の成績は0点とする。
- 6 試験中に不正行為を行った者は、その時間以降の試験を受ける資格を失い、その試験 期間中の全試験科目の成績は0点とする。

(成績の評価)

- 第3条 担当教員は,前期中間・前期末・後期中間・学年末の各試験終了後,100点法によって学業成績を評価し,校長に報告するものとする。
- 2 前期末及び学年末の評価は、試験の成績、授業の出席状況及び平常の学習態度等を考慮して行うものとする。
- 3 成績の評価は、下表に基づき行うものとする。

評定	評点	基準 (到達レベル)
A	80点~100点	十分に満足できる到達レベル
В	70点~79点	標準的な到達レベル
С	60点~69点	単位取得可能な最低限の到達レベル
D	60点未満	単位取得不可の到達レベル

- 4 前項において、その授業時間数の3分の1以上欠席した者についての評点は、原則として60点未満とする。
- 5 授業が年度の途中で終了する授業科目で、評定がDであるものについては、願い出を審査の結果、担当教員が適切な学習指導を行い、学年末に再評価(以下「年度内再評価」という。)をすることができる。また、前項に該当する場合は、願い出を審査の結果、担当教員が適切な学習指導を行ったうえ、補講により授業出席時数の不足を補い、年度内再評価をすることができる。ただし、この年度内再評価は、いずれも最高60点とする。
- 6 校長は、毎学年末において、各授業科目の学業成績を、評点、評定及び修得単位数に よって学生指導要録に記録する。評定Dの授業科目については、修得単位を認めないも の(以下「未修得科目」という。)とする。

(再履修及び再評価)

- 第4条 必修科目において未修得科目をもつ者は、次年度にその未修得科目を再履修しなくてはならない。また、選択科目において未修得科目をもつ者は、次年度以降、願い出により、その未修得科目を再履修することができる。
- 2 再履修は、その授業科目を通常の授業形態で履修(以下「通常授業による再評価」という。) することを通例とする。
- 3 前項の規定により難い場合は、特別の補講の授業形態により履修(以下「特別補講による再履修」という。) することができる。
- 4 前条第4項に該当する場合を除き,第4学年までの未修得科目については,試験のみの方法により再評価(以下「再試験による再評価」という。)することができる。
- 5 前4項により単位を修得した場合は、校長は前条第6項の学生指導要録を修正するものとする。

(修了の認定)

第5条 各学年の課程修了の認定については、学則の定める当該学年の所定の単位を修得 した者について、特別活動等の履修状況を考慮して、校長が行う。ただし、その学年末 までの必修科目及び必修選択科目のうち、未修得科目の単位数の合計が第1学年及び第

- 2学年に在学する者にあっては6以内,第3学年に在学する者にあっては4以内,第4 学年に在学する者にあっては3以内の者について,修了の認定を行うものとする。
- 2 前項の規定により修了の認定を受けられなかった者であっても,第2学年以下に限り, 進級させることができる。
- 3 前項の規定により進級できなかった者は、元の学年にとどまり、その学年の授業科目を改めて履修するものとする。ただし、評定C以上であった科目にあっては、単位の修得を認め、改めて履修する必要はない。
- 4 元の学年にとどまった者は、願い出により、前項の規定により改めて履修を必要としない授業科目も履修(以下「留年者の再履修」という。)することができる。

(卒業の認定)

- 第6条 卒業の認定は、第5学年までの各学年の課程を修了した者で、すべての必修科目及び必修選択科目を修得し、全修得単位が167以上(そのうち、一般科目については75以上、専門科目については82以上)である者について、校長が行う。ただし、授業料及び寄宿料等を未納の者並びに学校の物品を借用し返済しない者は、卒業の認定を保留する。
- 2 第2学年以上に入学した者(再入学者を除く)に対する前項の規定の適用については、 入学を許可されたときに前各学年の必修科目及び必修選択科目の単位を修得したものと みなす。

(成績審査会議)

第7条 前2条の認定は,成績審査会議の議に基づいて行うものとする。

附則

- 1 この規程は、昭和59年5月8日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。ただし、第5条の規定は、この規程の施行の日より前に行われた試験に係る欠点科目については、適用しない。
- 2 木更津工業高等専門学校成績評価,学年課程修了及び卒業の認定に関する規程は,これを廃止する。

附則

- この規程は、昭和62年1月22日から施行し、昭和61年10月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成2年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年5月16日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成8年12月12日から施行する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 目

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日前に在学している者が、第4条第1項の規定に基づく再履修を行う場合は、平成18年度に再履修する場合に限り、第3条の規定を適用せず、なお、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度に第4学年に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお、従前のとおりとする。
- 3 平成20年度及び平成21年度に第5学年に在学する者については、改正後の第6条 の規定にかかわらず、なお、従前のとおりとする。

附則

この規程は、平成20年10月16日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、令和2年3月4日から施行し、令和2年2月19日から適用する。

別 表

選択科目名	備	考	
学外実習	4 学年以上の学年において履修可		
日本文化論	2 学年以上の学年にお	いて履修可	